

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3323号)

令和8年2月19日

横情審答申第3323号

令和8年2月19日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年9月12日戸こ第1527号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「戸こ第48号（令和6年4月11日通知） 女性福祉相談票（請求者に係る特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3の相談記録）」の保有個人情報一部訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「戸こ第48号（令和6年4月11日通知） 女性福祉相談票（請求者に係る特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3の相談記録）」の保有個人情報を一部訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年5月16日付で行った保有個人情報一部訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づき一部訂正としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 女性福祉相談は困難な問題を抱える女性の相談に応じる際、相談内容に係る情報を整理しながら相談を進めており、女性福祉相談員（以下「相談員」という。）が相談者から聞き取った内容を整理するために相談記録を作成している。
- (2) 審査請求人が訂正を求める部分のうち、家族構成については、調査の結果、本件保有個人情報の内容が事実でないことが明らかとなり、女性福祉相談票の保有目的、支援の継続性を考え、世帯状況を正確に記録することが必要であると判断し、訂正の決定を行った。

簡易な接続詞や語彙については、本件保有個人情報の利用目的達成に影響を及ぼさないと判断し、不訂正とした。

その余の部分については、調査の結果、公的記録等で「事実」の誤りと確認することが困難であり、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」で不訂正の決定を行うこととされている「保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合」に該当すると判断し、不訂正とした。

また、これらは記録作成上相談員が判断したものであり、訂正請求の範囲外であ

ることから不訂正とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報には多数の事実と異なる記載があり、本件訂正請求を行ったが、実施機関は家族構成のみを訂正する決定をしたため、審査請求人は納得できず、事実と異なる全ての訂正削除請求に応じるよう求める。
- (2) 審査請求人は、相談時、事実のみを相談員に伝えたが、相談員は勝手に自分の主観を交え、相談員が想像を膨らませ、思い込み、相談員の言葉で記録をした。当事者ではない他人が、状況や心情を勝手に想像して書けば、書き方のニュアンスによっては、当事者からすると明らかに事実と違う記録となってしまう。本件保有個人情報は、相談員が勝手に想像して書いた部分が多々あるため、訂正削除を求める。
- (3) 女性福祉相談の内容は、公的記録などで事実か事実でないかを判断する性質のものではないはずである。実施機関が「審査請求人の主張は公的記録で事実と認められない」と言うのであれば、逆に相談員は事実を記録したということも公的記録で証明できない。
- (4) 訂正する理由の有無について、審査請求人は記録を裁判等で使いたいと伝えているのであるから、そこに事実と違うことがたくさん記載されていれば、逆に不利な状況になりかねず、訂正には大きな意味がある。
- (5) 相談記録は、相談者のものであり、そこには事実が忠実に書かれるべきであって、相談員が勝手に脚色すべきではなく、間違いを認め、誠実に訂正を行うべきである。

5 審査会の判断

(1) 女性福祉相談事業に係る業務について

横浜市では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、女性の権利擁護を図り、相談者自身の自己決定を重視して相談支援を行っている。

女性の抱える様々な問題に対して相談に応じ、助言・支援を行い、問題解決を図れるよう相談者の相談内容や主訴、世帯状況等を記載した相談対応記録を作成している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、女性の抱える問題に対して相談に応じ助言・支援し、問題解決を図る目的で作成された審査請求人に係る女性福祉相談票であり、相談員が聴取した相談内容、相談者の状況等が記載されている。

審査請求人は、実施機関が不訂正とした部分（以下「本件審査請求部分」という。）の訂正を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 法第90条第1項本文では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。・・・）を請求することができる。」と規定している。

さらに、法第92条は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」として、実施機関の訂正義務の範囲を限定している。

イ 訂正請求については、自己を本人とする保有個人情報の内容に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばない。

本件審査請求部分は、相談員が審査請求人から聴取した内容を記載したものであり、訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

ウ 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような根拠に基づき当該部分が事実でない判断し、その結果どのように訂正すべきと考えているのかについて、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

エ 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 女性福祉相談票は、相談者から聴取した内容を整理するために作成しているものであり、相談者とのやり取りを簡潔に記載している。

(イ) 女性福祉相談では相談内容を録音することはなく、女性福祉相談時における審査請求人の発言を確認できる資料はない。また、本件審査請求部分について

審査請求人から審査請求人の発言を確認できる客観的な資料の提出もなく、本件審査請求部分については、事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかではない。

オ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

上記エ(イ)のとおり実施機関には女性福祉相談時における審査請求人の発言を確認できる資料はなく、また、審査請求人からも訂正するに足る客観的な証拠が提示されていないことから、本件審査請求部分については、その内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるとは認められない。

なお、本件審査請求部分のうち、簡易な接続詞及び語彙並びに誤字脱字の訂正については、その記載内容が事実でないことを示す客観的な証拠が提示されたとしても、記録された相談内容に影響を及ぼすものではなく、当該訂正が利用目的の達成に必要な範囲内であるとは認められない。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 以上のとおり、本件保有個人情報を一部訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 9 月 12 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 11 月 15 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 7 年 12 月 18 日 (第322回第三部会)	・審議
令和 8 年 1 月 15 日 (第323回第三部会)	・審議